

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 第二条関係

(傍線部は、改正部分)

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 93	(略)	(略)	1 ～ 93	(略)	(略)
94	<u>特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)、特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和六年埼玉県条例第 号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為に係る面積が一ヘクタール未満であるものに限る、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第三条の許可に係るものを除く。)</u> <u>1 法第三十条、第三十七条第一項及び第三十九条第一項の規定による許可</u> <u>2 法第三十一条第一項、第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定による申請書の受理</u> <u>3 法第三十四条(法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付与</u> <u>4 法第三十五条(法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による協議</u> <u>5 法第三十六条第二項(法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知</u> <u>6 法第三十七条第三項及び第三十八条第</u>	<u>熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、吉川市、宮代町、松伏町</u>		<u>(新設)</u>	

新				旧			
		<u>一項の規定による届出の受理</u> <u>7 法第三十八条第二項の規定による検査</u> <u>8 法第三十八条第三項の規定による標識の設置</u> <u>9 法第三十八条第六項の規定による損失の補償</u> <u>10 法第三十八条第七項の規定による協議</u> <u>11 法第三十八条第八項の規定による裁決の申請</u> <u>12 法第四十一条第一項の規定による許可の取消し及び条件の変更並びに命令</u> <u>13 法第四十一条第二項の規定による措置及び公告</u> <u>14 法第四十一条第三項の規定による公示</u> <u>15 法第四十二条第一項の規定による立入検査</u> <u>16 法第四十三条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の徴収並びに助言及び勧告</u> <u>17 1から16までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u>					
<u>95</u>	(略)	(略)		<u>94</u>	(略)	(略)	
<u>118</u>				<u>117</u>			